

地域の環境づくり（D1～D7）の取組の方向性

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第9回）委員会意見	取組の方向性（案）
D—1 移動の支援	＜福祉サービスによる外出支援＞ コロナ禍において外出支援を行う障害福祉サービス等の利用は一時大きく減少しましたが、外出支援のニーズは高く、支援を担うヘルパーの育成を始め、サービス提供体制の拡充が必要です。あわせて、通学を含めた多様な外出支援のニーズに応えていくことも求められています。	● 同行援護従業者養成の費用助成は、調布市は比較的手厚いと思う。 ● 守秘義務、情報漏洩の防止に取り組み、もう少し質を高めていけるとよい。 ● 移動支援のニーズの拡大に対して、支援者が足りていない。支援者育成研修を受けた人の定着がうまくいっていない。負う責任に対しての報酬が少ないのではないかな。	○ 引き続き従業者養成研修を実施し、従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を推進します。併せて、研修による資格取得者の就職へのマッチング強化を図っていきます。
	＜公共交通機関の利用環境の充実＞ 利用料金の助成などの支援のほか、設備のバリアフリー化などにより、障害者も含め、誰もが利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を促進することが必要です。そのためには、事業者だけでなく、一般市民の理解促進やお互いに誰もが助け合える社会をつくっていくことが必要です。	● 一般のタクシーでも車いすで乗れることが増えているが、運転手が乗せ方を知らない人が多く問題になっている。タクシー会社を巻き込んで多くの車いすユーザーが過ごせる環境をつくっていただきたい。 ● ソフト面でもバリアフリーをお願いします。ヘルプカードを付けている人が困っている場合、運転手が手助けしてほしい。	○ 「福祉タクシー等 事業」及び「ガソリン費助成事業」を廃止し、新たに「(仮称) お出かけサポート手当」を創設して、利用者の利便性向上を図ります。
D—2 バリアフリーのまちづくり	＜ハード面・設備のバリアフリーの推進＞ 障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設、道路、交通機関など、事業者とも協力しながら更なるバリアフリー化を進めていくことが課題です。また、バリアフリーに関する情報をわかりやすく発信していくことも必要です。	● 視覚障害は、建物や電柱を目印に歩く場合もあり、全く何もなくなってしまうと混乱すると聞く。工事する部分が変更されることが度重なっているため、点字ブロックの使い勝手について当事者にヒヤリングしながら工事をすすめてほしい。 ● 調布特別支援学校に通う知的障害児も、点字ブロックをたよりに歩いていると聞く。地面に線を引くとわかりやすいかもしれない。	○ 「調布市バリアフリー基本構想」及び「調布市バリアフリー特定事業計画」などにに基づき、事業者と連携しながらバリアフリー整備を推進します。 ○ 当事者との意見交換などにより障害のある方の視点を取り入れ、誰もが住みやすいと感じられるバリアフリーのまちづくりに取り組みます。
	＜ソフト面・心のバリアフリーの推進＞ ハード面の整備には規模や費用面により一定の限界もある一方で、合理的配慮の浸透などにより社会的障壁を取り除き、障害者も利用しやすい店舗や施設を広げていくこともバリアフリーのまちづくりには重要です。誰もが安心して暮らしやすいまちづくりへの意識を市民全体に広げていくことが必要です。	● （再掲）ソフト面でもバリアフリーをお願いします。ヘルプカードを付けている人が困っている場合、運転手が手助けしてほしい。	○ 「調布市福祉のまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を定め、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。
D—3 情報提供	＜障害特性に応じた情報提供の充実＞ 障害の有無に関わらず必要な情報に誰もがアクセスできるよう、音声、文字情報、手話、色合い、ルビや内容の平易化によるわかりやすさなど、情報バリアフリーを推進し、多様な形態での情報提供体制を確保していく必要があります。	● 情報提供手段が様々あると情報提供する人の負担が重くなることと、情報を提供することが遅くなる懸念がある。緊急情報は特に、早く提供してもらいたい。 ● 受給者証の更新について、他市で失効してしまった事例があった。障害特性に配慮しつつ、そういう重要な情報は支援者の方にも入ってくるシステムがあるとよい。何か申請漏れがないようにサポートしていくシステム。	○ 市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上、イベント等における手話通訳者の配置、その他新たな IT 技術の活用など、多様な障害特性に応じた情報バリアフリーを推進し、障害のある方への情報保障に努めます。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第9回）委員会意見	取組の方向性（案）
	< デジタル化への対応 > スマートフォンやパソコン等の情報端末は多くの障害者にとっても有効な情報入手の手段となっており，より容易に，確実に必要な情報にアクセスできるよう，障害特性も踏まえつつ，ホームページ，SNS，アプリその他オンラインの活用による情報発信のデジタル化を推進し，利用者にとっての利便性を高めていくことが必要です。	● 市ホームページの検索バーは，情報を絞りにくい。チャットボットなど，階層的に目的地までたどり着けるようになっていっているとよい。 ● 情報を絞る必要がある。	○ 障害のある方の地域生活に関わる様々な情報を，ホームページ，市報，冊子の作成，SNSなど多様なメディアを活用して的確に提供していきます。
D—4 障害理解と交流	< 障害者差別解消のための普及啓発 > 障害者差別解消法の施行以降，差別の解消や合理的配慮の普及はまだ十分とは言えません。市民全体への普及啓発の継続や，障害者差別に関する相談窓口の充実などを通じて，合理的配慮の広がり共生社会の充実へ継続的に取り組んでいくことが必要です。	● 差別の相談があった際，知見を共有するとか，次にどのようにしたらよいか提案するなど，何かそういうことがないと，解決していかない。 ● 障害を持った方の予防医療，早期発見ができないという現状があり障害福祉部門と医療との，地域連携が非常に必要なので，議論を進めていきたい。	○ 「障害者差別解消法」の改正を踏まえ，障害者差別に関する相談，市民，民間事業所への普及啓発，市役所における職員研修など様々な取組を充実させ，障害者差別のない地域づくりを進めます。 ○ 「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及啓発をします。また，共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズを掲げ，さまざまな分野で共生社会の充実に向けた取組を展開して，様々な障害に関する市民全体の理解を広げます。
	< 地域全体への障害理解の推進と交流 > 誰もが暮らしやすい共生社会の充実のためには，市民の間に様々な障害への理解や，相互に助け合える意識が広がることが不可欠です。障害理解推進のための普及啓発にあたっては，当事者が参加し，自ら交流していくことを通じて，普段障害のある人と接する機会のない市民に対しても積極的に発信していくことが必要です。	● 障害者枠で就職できても，上司との間に立ってくれる人の有無など，会社の中で，理解が進んでいる会社と進んでない会社がある。それによって定着度合も変わる。 ● 作業所の学習プログラムや，ランチでの当事者との交流により障害への理解が深まっていると思う。 ● 差別なのではなく，盲導犬のことを理解していただき，また本人が盲導犬の健康管理，行動管理がきちっとできていれば，理解していただけるのだと思った。 ● 「差別」はネガティブな響き。理解を促進するという言い換えにできるとよい。 ● 差別事例をみると，安全を考えて安易に受けないという面もあるだろう。理解促進にも橋渡し役を作り，そのようなことを行政がバックアップしながら，より障害者の方が参加する機会が増えるとうい。 ● 前回のヘルプカードは紙で，リュックの外側に下げるので，ケースも中身もすぐ傷んでしまう。素材や使い方等，利用者の意見を聞いて改良してほしい。	○ 市立施設の地域開放や，事業，イベント等を通じて，市民と施設利用者の交流と理解の推進を図ります。 ○ 調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて，市民全体に障害理解を広げるための方策を当事者や関係機関とともに検討していきます。 ○ 障害当事者講師養成研修の実施を通して，当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場の充実を図ります。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第9回）委員会意見	取組の方向性（案）
D—5 地域ネットワークづくり	< 障害児・者と家族と地域のつながりの促進> 住民相互のネットワークづくりによる地域における「支え合い」や見守りの更なる推進とともに、障害児・者や家族が地域の一員としてそこに参加できるような環境づくりが必要です。	●	○ 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を組織横断的に推進する中で、地域福祉コーディネーターと相談支援機関等との連携により、多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。 ○ 「調布市市民参加プログラム」等による取組を充実させ、障害者も参加しやすい配慮や、市民、地域団体との協働の仕組みづくりを推進します。
	< 活動拠点の充実> 市民活動センター，地域福祉センター，ふれあいの家等の公共施設を始め，様々な地域活動の拠点の整備，維持管理を行い，住民主体の活動を支え，広げていくことが必要です。	●	○ 市民活動センター，地域福祉センター，ふれあいの家など市民活動や地域組織，ネットワークの活動拠点となる施設の整備，維持管理に努めます。施設の改修工事等の際には，障害のある方もより使いやすい施設となるようバリアフリー化を図ります。
D—6 災害時の支援	< 避難支援体制の整備> 自治会などの地域団体や障害児・者施設のネットワークなどと連携し，災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備が必要です。避難場所や支援に関する情報について，必要な人に確実に届けられる体制づくりも課題です。	● 避難や防災など緊急情報の手段や速度についてはまだ十分とは言えない。広報手段を増やすより，まずは緊急情報を優先して取り組んでもらえると非常にありがたい。	○ 調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき，災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し，地域における災害時の支援体制の整備を推進します。 ○ 障害児・者を対象とした緊急時の支援を目的とするちょうふ災害福祉ネットワークにおいて，参加者が相互に協力し，障害児・者の災害時の支援を行っていきます。 ○ 福祉避難所，風水害時要配慮者等移送（避難バス），要配慮者専用駐車場等を通して，災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備をします。 ○ 要配慮者支援に関する情報提供を行うとともに，災害時には多重的かつ効果的な情報発信を行い，必要な方に必要な情報が届く体制を作っていきます。
	< 障害児・者施設における防災対策> 障害児・者の日常生活に密接に関わる障害児・者施設における防災対策の強化とともに，風水害，地震等の大規模災害や感染症発生に対応したＢＣＰ（事業継続計画）の策定等を進め，継続的に利用者に必要なサービスを提供できる体制を構築することが重要です。	● 各事業所にＢＣＰ策定が義務づけられているが，様々な事業所から支援を受けている方にとっては，事業所ごとではなく，地域全体のＢＣＰが必要。そういう考え方があって連携型地域ＢＣＰ策定モデル事業というのをやっており，ぜひ取り入れていただきたい。 ● 福祉避難所は今のところ，地域福祉センターだが，とてもじゃないけどバリアフリーになっておらず，福祉避難所としては全く使えない。ここを見直すのが今後の大きな調布市の一つの課題だと思う。	○ 「ＢＣＰ策定支援研修」自然災害編，感染症編を事業者向けに行い，事業者の安定的な事業継続を支援します。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第9回）委員会意見	取組の方向性（案）
D—7 当事者の参画	< 市政への参画・協働の推進 > 障害のある当事者，家族が，市が設置する委員会等への参加，パブリック・コメントなど様々な機会を通じて市政に参画できる体制の充実が必要です。そのうえで，参加する当事者に対してわかりやすく，かつ，当事者の意見，ニーズをしっかりと反映させながら進めることが重要です。	● 「障害当事者講師養成研修の実施」。当事者講習を要請して当事者の講演や発言の場を増やしていくことが本当に大事。 ● 委員会参加への情報補償。わかりやすく，余裕を持って資料が提示され，必要に応じて担当事務局から個別に説明する等の配慮が必要な場合もあるのでは。グラフや量の多い資料はモニター上ではわかりにくく，ダウンロードできない場合もある。紙での配布が常に必要。 ● いくつもの資料を同時に扱う操作は，難しい方もいる。「比較してこのような考察ができる」というところまで読み解いた説明が必要。	○ 市が設置する様々な委員会，協議会等に当事者や家族の委員をおくことで，障害者の視点からの意見を市政に反映させ，障害の分野から調布のまちを見直す契機，機会の充実を図ります。 ○ （再掲）障害当事者講師養成研修の実施を通して，当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場の充実を図ります。
	< 当事者・家族会活動への支援・連携 > 障害のある当事者や家族が，事業者からサービスの提供を受けるだけでなく，自らが主体となったサロンや団体活動を通して当事者や家族同士のネットワークを深めたり，生活の楽しみを広げたりする活動を支援していくことが必要です。	●	○ 地域活動支援センターでの当事者サロンの運営支援や，こころの健康支援センターでの施設開放等を通じて，当事者がともに余暇を楽しんだり，お互いに情報交換や相談等ができるように，活動場所の提供やその他の支援を行っていきます。